

人文地理学会 2013年（2012年度）協議員会・総会

2013年11月9日 12時30分～13時50分 於：大阪市立大学1号館128教室（協議員会）

2013年11月9日 17時00分～18時00分 於：大阪市立大学法学部棟730教室（総会）

報告事項

【I. 会務報告】

1. 庶務委員会（田中和子理事）

①会員の動向（2013年9月30日現在）

年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	(2012.10～2013.9)
会員 (学生)	1528	1538	1480	1468	1410	1394	1329	1323	(国内1274、海外49)
入会 (学生)	47	47	40	48	39	44	49	27	(国内26、海外1)
退会 (学生)	55	37	74	54	57	60	57	33	(逝去3)
除籍	55	—	24	—	40	—	57	—	

②交換・寄贈雑誌（2013年9月30日現在）

国内交換雑誌 50誌 海外交換雑誌 16誌

受贈図書 45冊 受贈雑誌 134誌 受贈抜刷 11部

※第4回評議員会（10月）において、収納スペースなどの事情により、今後は図書・雑誌・抜刷の受贈停止ならびに、『人文地理』第6号への受贈文献リスト掲載中止を承認。

③2012年度理事会・評議員会の開催

理事会6回（定例4回、臨時2回）。

評議員会4回（12月15日、4月13日、7月6日、10月12日）。

④『人文地理学事典』刊行

＜経過＞ 2011年4月8日の評議員会において『人文地理学事典』刊行企画を承認。2011年8月13日事典編集委員会発足。2012年10月末、原稿締切の後、査読・印刷・校正等の作業を経て、2013年8月30日、校了。

＜刊行＞ 2013年9月30日、刊行（発行：丸善出版株式会社）。A5判・788頁+口絵4頁。本体価格20,000円、初版1300部。ISBN978-4-621-08687-2。（合計268項目、項目執筆者総数262名）※初版時の印税全体を10として、執筆者への原稿料：編集委員会（顧問を含む）印税：人文地理学会の配分は、8:1.8:0.2。

＜宣伝、学会誌等での書評・紹介＞ パンフレット・注文票の展示、封入の他、地理学関連の主要学会誌に書評執筆を依頼。

⑤人文地理学会法人化問題検討委員会の設置と同委員会からの答申

第1回評議員会（2012年12月）において、人文地理学会法人化問題検討委員会の設置ならびに委員3名の委嘱を承認。委員会（吉越昭久（委員長）、野間晴雄、内田忠賢）を組織し、第2回評議員会（4月）に最終答申が提出され、承認（最終答申は、4月24日、人文地理学会ホームページに掲載）。

＜答申内容＞

人文地理学会を一般社団法人とすることが望ましい。

ただし、その設立準備のためには、事務組織の大きな変更を伴うので、財政面を含めての多方面での検討が必要となる。

⑥人文地理学会法人化準備委員会の発足と同委員会からの答申

準備会合を経て、第3回評議員会（7月）で人文地理学会法人化準備委員会の設置を承認。委員会（山田誠（委員長）、吉越昭久、野間晴雄、内田忠賢、堤研二、根田克彦、出田和久（会計理事）を組織し、第4回評議員会（10月）に、定款案、役員選挙規定等を提出（別紙1）。

（定款案は、10月25日、人文地理学会ホームページに掲載）

⑦2013年京都国際地理学会議に関わる人文地理学会の活動

（別紙2）

2. 会計委員会 (出田和久理事)

①会費納入状況 (2013年10月3日現在)

会員数 1,274人

完納者 1,055人 (納入率 82.8%)

未納者 219人 (内訳: 3年未納22人、2年分49人、1年分148人)

②補助金関係

平成26年度「国際情報発信強化」計画調書を準備(11月)。

(平成25年度の補助実績は270万円)

③部会の会計報告 (2013年9月末時点)

	今年度支出額	残額
歴史地理研究部会	51,792円	29,823円
地理思想研究部会	92,800円	80,212円
都市圏研究部会	26,580円	120,496円
地理教育研究部会	81,166円	43,844円
政治地理研究部会	70,300円	55,191円

3. 編集委員会 (生田真人理事)

①雑誌編集状況

〈別紙3〉

4. 集会委員会 (八木康幸理事)

①大会

・立命館大学衣笠キャンパス: 2012年11月17日(土)・18日(日)

特別研究発表4件(2会場)、一般研究発表[口頭発表48件(4会場)、ポスター発表13件(2会場)] エクスカーションなし、部会アワー(5部会)

大会参加者325名(有料学生参加者15名を含む)、懇親会参加者151名

・大阪市立大学杉本キャンパス: 2013年11月9日(土)・10日(日)

特別研究発表: 4件(2会場)、一般研究発表[口頭発表50件(4会場)、ポスター発表11件(2会場)] エクスカーションなし、部会アワー(5部会)

②例会

第277回 2012年12月1日(土) 奈良教育大学実践開発教育センター、テーマ「ニューカマーとホスト社会」研究発表3件、参加者24名

第278回 2013年4月20日(土) 愛知大学名古屋キャンパス、テーマ「都会とフィールドの往復のなかで—最近の若手研究者のスタイル」発表4件、参加者31名

第279回(特別例会) 2013年6月8日(土)・9日(日) 徳島大学(徳島地理学会・徳島大学地域創生センター・吉野川交流推進会議・国土交通省徳島河川国道事務所・徳島県と共に)、6月8日(土)研究発表 テーマ「川の流域史—吉野川の特性と文化的景観—」発表3件・パネルディスカッション、参加者102名。6月9日(日)エクスカーション テーマ「吉野川流域の文化的景観—洪水遺産と歴史的景観—」参加者22名

③各研究部会

歴史地理研究部会

[第130回] 2012年11月17日(土) 大会部会アワー、発表1件・コメント1件、参加者27名

[第131回] 2013年5月11日(土) 関西学院大学大阪梅田キャンパス、テーマ「漁業をめぐる地理学・歴史学研究への誘い」発表2件・コメント1件、参加者17名

[第132回] 2013年6月22日(土) 甲南大学2号館、テーマ「外邦図研究の現在」発表2件、参加者25名

地理思想研究部会

[第111回] 2012年11月17日(土) 大会部会アワー、発表1件、参加者12名

[第112回] 2013年3月31日(土) あすか会議室、テーマ「地理学と芸術(アート)」発表2件、参加者17名

[第113回] 2013年6月29日(土) 神戸山手大学、発表1件・コメント1件、参加者12名

都市圏研究部会

[第45回] 2012年11月17日（土）大会部会アワー、発表2件、参加者36名

[第46回] 2013年1月26日（土）ラクト山科、テーマ「大都市と郊外における新たな問題と方策」
発表2件、参加者14名

[第47回] 2013年10月5日（土）神戸大学梅田インテリジェントラボラトリ、テーマ「（サステナブルな都市）時代における公共サービス供給の多元化の可能性と課題」発表2件、参加者
15名

地理教育研究部会

[第25回] 2012年11月17日（土）大会部会アワー、発表1件・報告1件、参加者22名

[第26回] 2013年5月25日（土）兵庫教育大学神戸ハーバーランドキャンパス（兵庫地理学協会
・奈良地理学会と共に）、テーマ「日本の地理教育のフィールドワーク指導はグローバルス
タンダードか？」発表7件、参加者57名、巡査参加者40名

[第27回] 2013年8月23日（金）三重大学環境情報科学館（三重地理学会と共に）、テーマ「地
図・地図帳を活用した社会科地理教育の実践」巡査・発表4件、参加者43名

政治地理研究部会

[第3回] 2012年11月17日（土）大会部会アワー、テーマ「選挙の投票行動から見た政治風土」
発表1件・コメント1件、参加者8名

[第4回] 2013年3月9日（土）同志社大学今出川キャンパス（奄美・沖縄・琉球研究コンソ
シアルムと共に）、テーマ「沖縄脱軍事化への道標」報告1件・コメント1件、参加者16名

[第5回] 2013年7月20日（土）滋賀大学大津サテライトプラザ、テーマ「琵琶湖の湖沼流域管理
をめぐる環境政治」発表1件、参加者17名

[第6回] 2013年8月3日（土）大学コンソーシアルム大阪ルーム（大阪市立大学大学院文学研究科
地理学専修と共に）、テーマ「地政学・政治地理学を学ぶ」発表1件、参加者48名

④2014年の大会・特別例会

2014年 大会：2014年11月8日（土）・9日（日）に広島大学で開催、地理科学学会と共に
特別例会：2014年6月14日（土）・15日（日）に群馬大学で開催、群馬地理学会と共に

⑤研究部会の更新

研究部会（2013～2015）の設立申請5件（2013.10.12第4回評議員会承認）

研究部会名	世話人（下線：代表）	研究領域
歴史地理	米家泰作（京都大学）、小野田一幸 (神戸市立博物館)、鳴海邦匡（甲 南大学）、河角龍典（立命館大学）、 安藤哲郎（京都大学）	歴史地理学
地理思想	加藤政洋（立命館大学）、西村雄一 郎（奈良女子大学）、原口剛（神戸 大学）、福田珠己（大阪府立大学）、 村田陽平（近畿大学）、香川雄一（滋 賀県立大学）	1) 地理思想史、2) 近現代地理学史、3) 社会・ 文化地理学
都市圏	根田克彦（奈良教育大学）、稻垣穂 （奈良大学）、久木元美琴（奈良女 子大学）、豊田哲也（徳島大学）、中 川聰史（神戸大学）、山神達也（和 歌山大学）	都市および都市圏内で生じている経済的・社会的・環境的課題を、都市・農村地理学や経済地理学などの枠組みにとらわれず、広い観点から地理学的に検討する研究領域を対象とする。
地理教育	吉水裕也（兵庫教育大学）、久保哲 成（兵庫県立柏原高等学校）、小橋 拓司（兵庫県立加古川東高等学校）、 戸井田克己（近畿大学）、西岡尚也 (大阪商業大学)、森田浩司（大阪 府立大手前高等学校）	地理教育

政治地理	新井智一（神奈川大学）、北川眞也 （三重大学）、飛奈裕美（京都大学） 畠山輝雄（鳴門教育大学）、二村太郎 （同志社大学）、前田洋介（新潟大学）、 <u>山崎孝史</u> （大阪市立大学）	(1) 政治地理学・新地政学の理論的・方法論的 フロンティア (2) グローバル化時代の都市ガバナンス (3) 「占領地」の比較研究 (4) 政治地理学的研究の国際交流の促進 (5) 活動基盤の人的・財政的強化
------	--	--

※各研究部会設立申請書より抜粋、世話人代表

5. 企画委員会 (南出眞助理事)

①第13回人文地理学会学会賞

〈別紙4〉

- ・学会賞候補者選考委員会委員を以下の通り委嘱した（2012年12月）。※印は委員長

[学術図書部門]

小口千明（筑波大学・新任）* 加賀美雅弘（東京学芸大学・新任） 川口太郎（明治大学・新任） 野間晴雄（関西大学・留任）

[一般図書部門]

熊谷圭知（お茶の水女子大学・新任）* 小島泰雄（京都大学・留任） 戸井田克己（近畿大学・留任） 野中健一（立教大学・留任）

[論文部門]

箸本健二（早稲田大学・新任）* 濱田琢司（南山大学・留任） 福田珠己（大阪府立大学・新任） 山下博樹（鳥取大学・新任）

- ・2013年3月29～31日に立正大学にて、学会賞候補者選考委員会を部門別に開催した。

各委員会では、9月末の答申までの委員会の進め方について意見交換がなされた。

- ・学会賞候補者選考委員会からの答申（2013年9月）

各部門の候補者選考委員会から受賞候補者について答申があった。受賞候補者および候補図書

- ・論文は以下の通りである。なお、本答申については、2013年10月12日の第4回評議員会で承認された。

[学術図書部門]

受賞候補者：平岡昭利

受賞候補図書：『アホウドリと「帝国」日本の拡大—南洋の島々への進出から侵略へ—』明石書店、2012年、279頁

[一般図書部門]

受賞候補者：村田陽平

受賞候補図書：『受動喫煙の環境学—健康とタバコ社会のゆくえ—』世界思想社、2012年

[論文部門]：2名

受賞候補者：網島 聖

受賞候補論文：「近代における同業者町の存続とその意義—明治・大正期の大坂道修町と医薬品産業を事例として—」『人文地理』第64巻第2号、123～141頁

受賞候補者：梶田 真

受賞候補論文：「1980年代以降のイギリス医学・健康地理学における政策志向的研究の展開」『人文地理』第64巻第2号、142～164頁

【II. その他】

審議事項

【I. 2012年度決算】(出田会計理事)
※会計監査

〈別紙5〉

【II. 2013年度予算】(出田会計理事)

〈別紙5〉

【III. 一般社団法人文地理学会定款案ならびに選挙規定案、会費規定案】(山野会長)

- (1) 委員会における検討結果の報告について 〈別紙1-1~2〉
- (2) 定款案およびコメント 〈別紙1-3~14〉
- (3) 「選挙管理委員会規定案」「会長選出に関する規定案」「役員候補者の予備選挙等に関する規定案」「代議員選挙規定案」 〈別紙1-15~19〉
- (4) 「会費規定案」「会則改正案」 〈別紙1-20〉

【IV. 人文地理学会会則改正案】(田中庶務理事)

「第7章 法人移行・解散」を付け加える。その内容は次のとおりとする。
第22条 一般社団法人文地理学会が設立される際には、本会の活動、資産、権利・義務はすべて同法人に継承されるものとし、本会は、一般社団法人文地理学会の設立登記の日をもって解散する。

【V. 2013年度役員】(田中庶務理事)

〈別紙6〉

【VI. その他】

1. 日本学術振興会賞及び育志賞候補者の推薦 (山野会長)

「日本学術振興会賞」は2004年に創設された45歳未満の若手研究者を対象としたもので、設立から10年近くが経ち、日本における権威ある学術賞の一つ。

「育志賞」は3年前に創設された博士課程に在籍する34歳未満の学生を対象としたもの。いずれの賞も申請するには、所属大学長による推薦もしくは日本学術会議協力学会研究団体の推薦が必要。これらの賞に対して、地理学分野からの応募が皆無の状況が続いている。若手研究者育成サポートの見地から、学会としての組織的な対応（候補者推薦等）を検討する必要があることを、第4回評議員会（10月）において承認。学会からの推薦に関する手続等の具体案については、次回評議員会で審議予定。

※日本学術振興会賞の申請書類提出期間は毎年4月中旬、育志賞は6月中旬、その一ヶ月ほど前に募集開始が告知。詳しくは以下の日本学術振興会のURLを参照。
日本学術振興会賞 <http://www.jsps.go.jp/jsps-prize/index.html>
育志賞 <http://www.jsps.go.jp/j-ikushi-prize/index.html>

2. その他

2013年10月3日

人文地理学会会長 山野正彦殿

人文地理学会法人化準備委員会委員長 山田 誠

委員会における検討結果の報告について

本委員会での検討結果について、下記のとおり報告いたします。

記

本委員会は、2013年4月20日開催の評議員会において設置の方向性が決定され、その後7月6日開催の評議員会において、委員会の構成を含めて設置が正式決定された。その決定を受けて、同日に第1回の委員会を開催し、その後9月21日まで計6回の委員会において、人文地理学会の一般社団法人化を実現するための諸課題について検討した（別紙1）。さらに第6回委員会の後にも、電子メールを用いた委員相互間のやり取りで、各種の文案の検討を続けた。以下は、これら一連の委員会での検討内容を取りまとめたものである。

今回の討議の過程で中心的なテーマとなったのは、人文地理学会の法人化以後の制度設計の問題である。より具体的には、定款案（別紙2）と役員等選出のための諸規程案（別紙3）の作成に多くの時間を割いた。これらの他、従来は規程として明文化されていなかった会費関係についても、規程化を試みた（別紙4）。これらの諸規程案に加えて、法人化の時期及び手順の問題についても、委員会としての考えをまとめた（本文後段に記載）。

一方で、法人化に当たって必要となる資金に関する諸問題、それに、法人化以後の学会の会計実務に関する諸問題については十分な検討がなされておらず、税理士等の専門家への相談もまだ行っていない。ただいくつかの参考資料に基づくわれわれの見通しとしては、法人化の際に必要となる金額、それに法人化以後に恒常に支出増となる金額については、いずれも現在の本学会の財政状況から考えて、対応可能であろうと考えている。

さらに、今回取りまとめた定款案及び諸規程案に法規上の問題点がないかどうかについて、行政書士等の専門家にチェックを受けることが必要であるが、なし得なかった。時間的制約の中で、相談すべき適切な専門家を選定することが、本委員会の力量では困難であったためである。

さて、本委員会の活動の中心をなした定款案及び役員等選出のための諸規程案の作成に当たっては、理事会・評議員会から示された基本方針（現在の人文地理学会の運営方式を可能な限り変えないこと）に基づいて行った。ただ、準拠すべき法規（正式名は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律。以下「法人法」と略称する）との整合性をもたせるために、従来の理事を常任理事に、評議員を理事に、監査を監事に、それぞれ名称変更するとともに、協議員の名称及び性格を大きく変更し、新たに代議員として、法人法上の社員の性格を付与することとした。また、法人法で代表理事（本会では会長）は理事の互選とされていることから、そのことと背反しない範囲内で本会の従来からの会長選出方式を生かすべく、案文を工夫した。ただ、役員等の選出に当たって、法人法で定められている以上に会員の総意を反映できるようにするための方策については、本委員会でかなりの時間を費やして検討を重ねたにもかかわらず、諸規程・細則間の相互関連の問題などを含めて、現段階では検討課題がかなり残されている。なお、ここで「役員等」という表現を用いたのは、法人法では役員は理事及び監事とされているため、従来役員とされてきた協議員（新制度では代議員）及び委員（同じく常任委員）は、役員ではなくなるためである。

事業年度については、現行の会計年度を踏襲し、10月開始、翌年9月終了とすることが適切であるとの結論を得た。その場合、大会を11月に開催すること、大会時に総会（新制度では社員総会）を開催することにも実質的な変更はない。ただ、前年度決算の承認手続きが法人法で厳密に定められているため、2015年秋からの大会（=社員総会）の開催時期は11月中旬（または下旬）とすることが必要となろう。

別紙2の定款案の中には、人文地理学会では生じる可能性がごく少ないと予想されることがらに關しても、細かな規定が設けられている箇所がある（たとえば、第26条第2項・第3項、第32条第5項など）。法人法上の規定に従ってそのようにした箇所もあるが、中には、法人法では求められていないものの、税制面で優遇措置を受けるために必要とされる規定や、将来公益社団法人化を目指す際に必要となる規定を、現段階で盛り込んだ箇所も一部含まれている。

最後に、法人化の時期及びそれに向けての手続きについての、本委員会の見解を示す。本委員会の発足時には、2014年4月からの法人化という方向性が示されていたが、本委員会での検討の結果、それは著しく困難であろうとの判断に至った。その主な理由は、現人文地理学会としての意見集約が本年11月の総会までに終えられるのかという点で懸念があることである。それに加えて、2014年4月からの法人化を前提とすると、今秋の総会で決定される次年度予算案は半年限りのものとせざるを得なくなり、対応に困難が予想されること、法人化までに求められるさまざまな検討（今回、本委員会がなし得なかった専門家への相談などを含む）などを総会までに終えることは不可能と考えたことも、理由としてあげられる。

こうした事情を考慮し、本委員会は、2014年10月ごろからの法人化を提案する。そして、それを実現するには、今年11月の総会において、現行会則に若干の修正（付加）を行うことが望ましいと考える。会則改正案の作成は本委員会の任務の範囲を超えると判断されるので、あえて単一の案にはしなかったが、理事会・評議員会での審議の参考に供するため、2つの案を別紙5に示す。

以上のように、本委員会は、与えられた期間内に可能な限りの努力を行ってきたつもりであるが、法人化に向けては、まだ多くの検討課題が残されていることも事実である。それらの課題に対して、人文地理学会としてどのような体制で立ち向かっていくのか（具体的には、本委員会が引き続き作業を進めるのか、それとも他の組織に引き継ぐのか）については、理事会・評議員会での審議にゆだねたい。

以上

別紙1：各回の会議の記録（第1回～第6回）…評議員会資料には省略

別紙2：定款案及びコメント

別紙3：役員・代議員選出関係諸規程案

別紙4：会費に関する規程案

別紙5：会則改正案

一般社団法人 人文地理学会 定款（案）（2013年10月17日）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、一般社団法人文地理学会といふ。

2 英語で表記する場合の名称を The Human Geographical Society of Japan とする。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市左京区吉田河原町 14 近畿地方発明センター合同ビル内に置く。

2 この法人は、社員総会の議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

（目的）

第3条 この法人は、人文地理学の進歩・発展・普及を図り、もって学術・文化の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会誌『人文地理』の編集・発行
- (2) 大会・例会その他の研究集会の開催
- (3) 優れた研究成果等に対する表彰
- (4) 公開セミナー等の啓発活動の実施
- (5) 内外の関連諸団体との連絡・連携
- (6) その他、この法人の目的に合致すると理事会が認めた事業

（事業年度）

第5条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第2章 会員

（種別）

第6条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した団体

（入会）

第7条 会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならぬ。

(会費)

第 8 条 会員は、社員総会において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(会員の権利)

第 9 条 正会員は、会誌『人文地理』の頒布を受け、同誌に研究論文を投稿し、また大会・例会その他の、この法人の事業に参加することができる。

2 団体会員は、会誌『人文地理』の頒布を受けることができる。

3 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)において社員に対して認められた、この法人の各種書類の閲覧の権利を、代議員と同様に有し、また社員総会に出席して意見を述べることができる。

4 1年以上会費を納入しない会員に対しては、会員としての権利を制限することがある。

(会員の資格喪失)

第 10 条 会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき。

(3) 除名されたとき。

(4) 3年以上会費を納入しないとき。

(退会)

第 11 条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第 12 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において社員の半数以上が出席し、社員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の 1 週間以上前までに、除名する旨を理由を付して通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法人の定款又は細則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第 13 条 第 10 条の規定により会員の資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関しては、これを免れることができない。

(会費、その他拠出金品の不返還)

第 14 条 第 10 条の規定により資格を喪失した会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

(社員)

第 15 条 本定款第 26 条第 6 項以下に規定する代議員をもって、本法人の社員とする。

(種類)

第 16 条 この法人の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(構成)

第 17 条 この法人の社員総会は社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 18 条 社員総会は、この定款に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を決議する。

(開催)

第 19 条 通常社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第 20 条 社員総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号の場合には請求の日から 6 週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日の 2 週間前までに書面または電磁的方法によって通知しなければならない。

(議長)

第 21 条 社員総会の議長は、その総会において、出席した社員のうちから選任する。

(定足数)

第 22 条 社員総会は、社員の過半数以上の出席がなければ、開会することができない。

(決議)

第 23 条 社員総会の議事は、一般法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に別に規定するものを除き、社員の過半数が出席し、出席した社員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、社員として議決に加わる権利を有しない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総社員数の 3 分の 2 以上の多数をもって行わなければならない。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 解散及び継続
- (7) 合併契約の承認

(書面表決等)

第 24 条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、社員総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 25 条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の日時及び場所
- (2) 社員の現在数
- (3) 会議に出席した社員の数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言の要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した社員のうちからその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 4 章 役員等

(役員等の種類)

第 26 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 常任理事 5 名
- (3) 理事（会長及び常任理事を含む） 16 名以上 24 名以内
- (4) 監事 1 名以上 3 名以内

2 ある理事と配偶者又は三親等以内の関係にある者(それに相当する関係である者を含む)が理事に含まれている場合、その合計数は理事総数の 3 分の 1 を超えることができない。また理事の中で同一の機関に所属する者(専任の教職員として勤務する者のほか、正規の課程の大学院生・学生である者を含む)の数は、理事総数の 3 分の 1 を超えることができない。

3 監事の中には相互に配偶者又は三親等以内の関係にある者(それに相当する関係である者を含む)を含むことができない。また、監事の所属機関はすべて異なっていかなければならない。

4 会長を、この法人の代表理事とする。

5 常任理事を、この法人の業務執行理事とする。

6 この法人に、代議員 80 名以上 120 名以内を置く。

7 この法人に、常任委員 25 名以上 35 名以内を置く。

(役員等の選任)

第27条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

- 2 会長は、理事会において理事のうちから選出する。その際、別途定める規程により行われる正会員の意向投票の結果を斟酌するものとする。
- 3 常任理事は、理事会において理事のうちから選出する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 代議員は、正会員の選挙により正会員のうちから選出するものとし、選挙の方法については、別途定めるところによる。
- 6 常任委員は、理事会において正会員のうちから選出し、会長が委嘱する。

(理事の職務及び権限)

第28条 会長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 常任理事は、庶務、会計、編集、集会、企画・広報の会務を分掌して業務を執行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務執行の基本方針を決定する。
- 4 会長及び常任理事は、毎事業年度に、4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) その他、一般法人法において監事の職務及び権限とされる事項。

(代議員の職務)

第30条 代議員は、一般法人法上の社員としての職務を行う。

(常任委員の職務)

第31条 常任委員は、庶務、会計、編集、集会、企画、広報の各委員会を構成し、常任理事の指揮監督の下に、この法人の実務に当たる。

(役員等の任期)

第32条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに属する定時社員総会終結のときまでとする。再任を妨げない。ただし、2期連続して役員を務めた者は、その直後の2期、役員に就任することができない。

- 2 会長の選任に当たっては、前項ただし書きの規定を適用しない。
- 3 会長及び常任理事は、それぞれ通算2期を越えて就任できない。
- 4 補充又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 6 代議員の任期は、選挙実施年の10月1日から2年とする。再任を妨げないが、連続して2期を越えて代議員に就任することはできない。なお前2項の規定は代議員に対しても準用する。
- 7 代議員が、この法人又はその役員と法人の業務に関して係争中である場合には、その争いが終結するまでは、当該代議員の任期は継続するものとする。ただし、社員総会における役員の選

出に関する権利はもたない。

6 常任委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、連続2年を超えないものとする。本条第4項及び第5項の規定は、常任委員に対しても準用する。

(役員等の解任)

第33条 役員及び代議員に、ふさわしくない行為があったときは、社員総会において出席社員の3分の2以上の議決により解任することができる。ただし、監事の解任については社員総数の3分の2以上の議決を必要とする。

2 常任委員に、ふさわしくない行為があったときは、理事会の3分の2以上の議決により解任することができる。

(報酬等)

第34条 役員及び代議員は無報酬とする。

2 常任委員には報酬を支払うことができる。支払いの基準については理事会で決定する。

3 役員、代議員及び常任委員には職務に要した費用を支払うことができる。支払いの基準については理事会で決定する。

第5章 理事会

(構成)

第35条 この法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び常任理事の選定及び解職

(開催)

第37条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

2 定例理事会は、毎事業年度に4回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事又は監事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第38条 理事会は会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、庶務担当の常任理事が理事会を招集する。

2 会長は前条第3項第2号に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を開催しなけれ

ばならない。

3 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその旨通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、庶務担当の常任理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第40条 理事会の議事は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席理事の過半数の同意をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の条件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の議を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(剰余金)

第44条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会において社員総数の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

(合併等)

第46条 この法人は、社員総会において社員総数の3分の2以上の議決により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第47条 この法人は、一般法人法第148条の事由によるほか、社員総会において、社員総数の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の議決により、この法人と類似の目的を有する公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第8章 情報公開

(情報公開)

第49条 この法人は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況及び運営内容、財産資料等の情報を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する事項については、理事会の決議によるものとする。

(公告)

第50条 この法人の公告は、電子公告による。

第9章 雜則

(委任)

第51条 この定款の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

[附則]

- 1 この定款は、平成26年〇月〇〇日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の社員は、第15条の規定にかかわらず下記社員名簿のとおりとする。

ただし、その任期は本法人設立登記の日から〇日間とし、以後平成28年9月30日までは、本法人設立後に適用される定款第27条第5項及び「一般社団法人文地理学会代議員選挙規程」に定められているのと同等の方法であらかじめ行われる代議員選挙において、最初の代議員予定者として選出された者が社員となる。

- 3 この法人の設立当初の役員は、第27条第1項の規定にかかわらず、下記役員名簿のとおりとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第5条の規定にかかわらず、設立登記の日から平成27年9月30日までとする。
- 6 この法人は、昭和23年に設立された任意団体としての人文地理学会の一切の権利・義務・契約(代表者名でなされたものを含む)及び事業を継承する。この法人設立の直前に任意団体としての人文地理学会の会員であった個人は、特段の申し出がない限り、手続きを要することなく、この法人の設立後、その正会員となる。また任意団体としての人文地理学会の会員であった法人及び団体は、団体会員となる。

設立時社員 略

設立時役員 略

2013年10月8日

一般社団法人文地理学会定款案についてのコメント

人文地理学会法人化準備委員会においてとりまとめた定款案は、数種類の実務参考書と他の諸学会の定款などを参考にして作成したものである。

ただ遺憾ながら、本委員会のメンバーの中には法規の専門家は存在せず、また外部の専門家への相談もいまだできていない状況であり、そのため、そこに盛り込まれている内容のすべてについて疑問が解消されている状況とは言い難い。それらの疑問点の相当部分は、本定款案が本委員会の手を離れた後も、疑問ないし、その是非をめぐる論点として残されることになるのではないかと推測される。

こうした点を考慮し、以下においては、定款案に含まれる疑問点、それに、委員会レベルでは疑問が解消しているが、初めて読まる方にとってはおそらく疑問に感じられるであろうと推測される点等について、条の順に記していきたい。

第7条 新入会に当たっては、たとえ形式的なものであれ、理事会の承認は必要のようである。そのため、承認手続きに要する事務手続きにはかなりの増加が予想される。入会申し込み直後に理事会の開催予定があれば、その会議で決めればよいが、そうでなければ、次の理事会まで3カ月程度入会を待つてもらうか、それとも定款案第40条第2項に基づく郵送／メール理事会で全員一致の賛成を求めるか（1人でも反対があると不可）のどちらかになる。

第8条 会費について社員総会において別に定めるとしているので、別途「会費に関する規程(案)」を作成した。この案では会費値上げには社員総会の議決が必要となるが、スムーズにことが運ぶかどうか、多少の心配がある。とりわけ、予算が事業年度開始に先立って会長／理事会により決定され、社員総会では報告義務さえないという制度（学会によっては直近の社員総会で報告しているところもあり、人文地理学会でもそう明記する方がよいかもしない）の下では、予算案は相当慎重に作られる必要があり、過去の人文地理学会の会費値上げ時のように、あらかじめ社員総会で会費値上げが可決されることを見込んで予算案を作ることは許されないであろう。あるいは年度内（9月ごろか）に臨時社員総会を開くことも考えられるが、委任状も含めて定足数が確保できるだろうか。といって、本条中の「社員総会」という箇所を「理事会」に改めることが適切なのかどうか。法的には問題ないようだが…

第9条（1） 第3項で、代議員（社員）以外の会員も学会の各種書類を閲覧する権利がある旨を記したが、煩を避けるため、閲覧できる書類の種類を列挙することはしていない。法的にはこれでも構わないはずであるが、不親切との批判はありうるであろう。

第15条 代議員の他に、役員（最低限代表理事たる会長）は在任中自動的に社員となるというようにできること、代議員や役員の選出の手続きがずっと楽になる。だが、そういう規定が許されるのか、確信がもてないことから、ここでは代議員を社員とするというように規定している。なお、代議員の選出方法の骨子を、このあたりで規定しておくことも考えられる（その方が、より一般的かもしれない）が、この定款案では、代議員は役員に準じる者として、第26条以下で規定する

こととしている。

第20条 理事会のケースと同様に、会長に事故あるときの庶務理事による招集を明示しておく必要があるかもしれないが、ここでは入れていない。

第23条 一般法人法第49条第2項に規定する事項とは、おおむね、本定款案の本条第2項に列挙されているものである。

第26条（1） 理事・監事は、それぞれ20名と2名を想定しているが、定款上幅をもたせた表現にしているのは、1人でも欠けたら即定款違反状態になるのを避けること（理事・監事両方について）、将来の公益認定を見据えると法制度あるいは会計の専門家を監事にお願いすることが求められる可能性があり、そうした事態に対応しやすい（監事について）ということである。

第26条（2） 代議制をとる一般社団法人が税制面で優遇を受けるためには、代議員の選任方法等をきちんと決めておくことが必要とされている。ただ、定款上の代議員の定数は、こうした幅を持たせたような書き方でも構わないらしい。最終的には、専門家の判断を仰ぐ必要がありそうである。

第26条（3） 現在の委員は、理事を含まない数で29人のようで、この書き方で問題ないと考える。

第27条（1） 第2項の書き方が最も難しいところで、「…互選により定める。」までとどめ置けば、予備選挙や意向投票のことを表に出さないまま法人化することが認められるのかもしれないが、学会内部がそれで納得が得られるかどうか。これも専門家マターである。

第32条（2） 代議員が係争の当事者である場合の任期延長規定を入れておくことが必要とのことで、こうした規定を入れたが、法的には、より厳密な書き方が求められるのかもしれない。

第34条 「別に定める」ということであれば、何か規則を定めなければならないかとも考えられるが、今回は用意できなかった。現在、委員が年会費免除扱いとされているのをどういう形で新制度に吸収するのか、というところが論点であろう。

第40条 一般法人法第96条の条件とは、実際には理事会を開かなくても、理事全員が賛成し、監事も異議を申し立てなければ、理事会の議決があったとみなす、というものである。法文を引きうつす方がよければそうすることは可能であるが、ここではしていない。

第41条 法務省令だそうだが、正式名称を書くには及ばないと判断した。

第47条 「一般法人法第148条の事由」としては、7項目があげられているが、具体的に列挙する必要はないと判断した。

第48条 「公益法人」と記したが、あるいはより厳密な書き方が必要かもしれない。

附則 2 法人設立に当たって、設立時社員は全員の実印捺印が求められる。そのため、設立時社員の人数は可能な限り少なくすべし、とはマニュアル本に共通した記載事項である。そのため、ここでも設立時社員は数名に限ることを想定し、設立後すみやかに交替するという方向性で考えた。ただ、どのように規定すれば、その移行がスムーズになるのかがよくわからないため、ここは、専門家との協議の後、整備が必要であろう。

附則 3 この設立時役員の任期をいつまでとすべきかについて、議論の余地がありうる。ここではとくに何も規定していないので、2年後の社員総会までということになる。

附則 4 設立総会がいつ、誰によって開かれるのかについての理解が十分ではないので、この書き方については自信がない。2014年11月の大会時に、(任意)人文地理学会の解散を確認する集会と、(一社)人文地理学会の設立総会が連続して行われる、というイメージであろうか。あるいは、法人設立に先立って行われる設立時社員による会議(そこで設立時役員を正式に選任する)をもって「設立総会」と位置づけるのか、いずれかであろう。

附則 6 こういう趣旨のことを定款に盛り込むのが適切なのかどうかという問題はありうるが、これまでの60余年の活動がまったく存在しなかったかのような定款には抵抗感があり、こうした文章を付け加えた。他学会にもわずかながら例がある。

2013年10月17日追記

10月15日に京都司法書士会において、短時間(約50分)ではあったが定款案のチェックを受けた。そこで指導をふまえて、第27条と第44条について、評議員会に提案したものに若干の修正を加えた。上記10月8日付けのコメントの中の第27条関係箇所(見出しに(1)はあるのは不要であった)中の文は修正前のものである。なお、「その際…」以下の文については、「あまり目にすることのない文だが、このような文が入っているからといって、公証人の認証が得られないということにはなるまい」とのことであった。

[別紙 3]

一般社団法人文地理学会選挙管理委員会規程(案)

2014年〇月〇日

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人文地理学会において代議員及び役員候補者予備選挙について必要な事項を定める。

(選挙管理委員会の組織)

第2条 理事会は、正会員の中から選挙管理委員（以下「委員」という）3～5名を選出し、会長が委嘱する。委員は選挙管理委員会（以下「委員会」という）を組織する。なお、委員のうち役員である者の数は、委員総数の2分の1未満とする。

2 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選によって定める。

3 委員が一般社団法人文地理学会役員候補者の予備選挙、代議員選挙及び会長予備選挙において候補者となった時は、会長は当該委員を解職するものとする。

4 前項により委員が欠けた時は委員を補充する。

(選挙事務の管理)

第3条 選挙事務は委員会が管理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、役員候補者予備選挙後の直近の社員総会までとする。

(選挙人名簿)

第5条 選挙人名簿は、選挙実施年度の会員名簿をもとに委員会が作成する。

(選挙の公示)

第6条 委員会は、予備選挙を除く選挙においては実施の1ヶ月以上前に、選挙の実施と必要な事項について会員に公示する。

2 代議員選挙にあっては、地区別投票の地区及び地区区分毎の代議員定数並びに地区別の選挙人名簿及び被選挙人資格を有しない者の名簿を正会員に公示する。

3 予備選挙にあっては実施の2週間以上前に、予備選挙の実施について選挙人に公示する。

(選挙結果の報告)

第7条 委員会は、以下により選挙結果を会長に報告する。

1) 代議員選挙にあっては、地区別投票及び一般投票の当選者と、それぞれの次点者。

2) 会長候補者予備選挙にあっては、その得票数上位3位以内の者。ただし、3位に同数の者がある場合には、すべて含める。

3) 会長候補者を除く役員候補者予備選挙にあっては、得票数上位22位以内の者及び次点者。

(雑則)

第8条 その他、選挙の実施に必要な規則は委員会が定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附則

この規程は、一般社団法人文地理学会設立登記の日から施行する。

2 選挙の公示は一般社団法人文地理学会のwebページで行ない、学会誌『人文地理』にも掲載する。

3 会員名簿とは一般社団法人文地理学会事務所に備え付けの、選挙実施年の4月1日現在の会

員リスト（電子データ）をいう。

一般社団法人文地理学会会長選出に関する規程（案）

2014年〇月〇日

（目的）

第1条 この規定は、一般社団法人文地理学会定款第26条による会長の選出について定めることを目的とする。

（会長の選出）

第2条 会長は、一般社団法人文地理学会定款第27条により、理事の互選により選出する。

- 2 前項にいう理事の互選に先立って、あらかじめ正会員の中から、役員、代議員及び常任委員によって、本規程に定める予備選挙を実施し、複数の候補者を選出する。
- 3 会長に通算2期在任した者は、会長の被選挙権を有しない。
- 4 予備選挙の実施後に、本規程第4条に定める意向投票を実施する。

（予備選挙の実施）

第3条 予備選挙は、役員、代議員及び常任委員の単記無記名投票により行い、得票数上位3名（3位に同数の者がある場合には、すべて含める）の会長候補者を選出する。

（意向投票の実施）

第4条 意向投票は、本規程第3条で選出された会長候補者に対して、正会員の単記無記名投票により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、本規程第3条で選出された会長候補者以外の正会員に投票することを妨げない。
- 3 意向投票において会長候補者として投じられた1票は、一般社団法人文地理学会代議員選挙規程第5条の地区を指定しない投票において、その候補者を代議員の1人としても投票したものとみなす。

（選挙事務の管理）

第5条 選挙事務は、一般社団法人文地理学会選挙管理委員会が管理する。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人文地理学会設立登記の日から施行する。
- 2 第2条第3項にいう会長の在任期間には、本法人設立以前の任意団体としての人文地理学会の会長在任期間を含めるものとする。

一般社団法人文地理学会役員候補者の予備選挙等に関する規程（案）

2014年〇月〇日

（趣旨）

第1条 この規程は、一般社団法人文地理学会定款第27条に基づく役員の選任を円滑に行うため

に、社員総会に先立って実施する役員候補者予備選挙について必要な事項を定める。

(選挙事務の管理)

第2条 選挙に関する事務は、一般社団法人文地理学会選挙管理委員会が管理する。

(選挙人及び被選挙人)

第3条 選挙人は役員、代議員及び常任委員とする。

- 2 被選挙人は正会員とする。ただし、定款その他の関係規程における多選制限規定により被選挙人たる資格を有しない者を除く。

(会長候補者の予備選挙)

第4条 会長候補者の予備選挙は、単記無記名により行なう。

- 2 前項による投票のうち、会長候補者としての得票数上位3名（3位に同数の者がある場合には、すべて含める）の者について正会員の単記無記名による意向投票を行い、最多得票者を会長候補者とする。ただし、同数の者がある場合には、その者も会長候補者とする。【同数者がある場合には、最終的に理事会で決定する。もし、予備選選出者でない候補が選出された場合に代議員ではない可能性があるが、その場合はどうするか。代議員に選出されたものとみなすという規定を入れる必要がある？】

(役員候補者の予備選挙)

第5条 5名連記無記名投票により、役員候補者22名を選ぶ。ただし、この投票に際しては、理事候補者4名を記入する欄（以下「A欄」という）、監事候補者1名を記入する欄（以下「B欄」という）を設けた投票用紙を使用し、A欄とB欄の間では同一人への投票を可とすることとする。

- 2 前項による投票の結果は、監事候補者2名、理事候補者20名の順に確定するものとする。
- 3 前項による定数内の最下位の得票者が同数であるときは、年長の者を当選者とする。
- 4 役員候補者の当選者が辞退したときは、次点者を繰り上げる。

(役員の決定)

第6条 社員総会において候補者ごとに信任投票を行い、出席代議員の過半数の賛成を得られた者を、役員として選任された者とする。

(役員の補充)

第7条 役員が任期途中に辞任したときは、次点者を繰り上げて役員候補者とすることができます。

- 2 補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 任期途中で辞任した役員及び補充された役員で、在任期間が本来の任期の半分以上となる場合、定款第32条の適用に当たって、1期をつとめたものとみなす。
- 4 補充された役員候補者については、直近の一般社団法人文地理学会の社員総会において、信任投票？を行なうものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附則

この規程は、一般社団法人文地理学会設立登記の日から施行する。

一般社団法人文地理学会代議員選挙規程(案)

2014 年〇月〇日

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人文地理学会定款第 27 条に基づく代議員の選任について定めることを目的とする。

(選挙事務の管理)

第 2 条 選挙事務は、一般社団法人文地理学会選挙管理委員会（以下「委員会」という）が管理する。

2 この規程に定めるもののほか、選挙事務に関して必要な事項は、委員会の定めるところによる。

(選挙人)

第 3 条 選挙人は、選挙実施年の〇月〇日現在の正会員のうち、前年度までの会費を納入している者とする。なお、〇月〇日現在において当該年度の会費を納入済の新入会員は、選挙権を有するものとする。

(被選挙人)

第 4 条 被選挙人は、前年度までの会費を完納した正会員とする。

2 連続 4 年にわたり在任した代議員は、その後 2 年間は代議員の被選挙権を有しない。
3 前項の規定にかかわらず、一般社団法人文地理学会会長候補者選出のための意向投票においてはこの規定を適用しない。

(投票の区分)

第 5 条 投票は、地区を指定する投票（以下、地区別投票という。定数 50 名）及び地区を指定しない投票（以下、一般投票という。定数 50 名）とし、これらを同時に行う。

2 投票は、地区別投票及び一般投票のそれぞれについて、所定の人数の候補者名を記入することにより行う。地区別投票において投票すべき人数は、第 6 条における地区区分ごとの定数の決定後、委員会が地区ごとに定める。一般投票は〇名連記とする。地区別投票と一般投票の両方で同一人に投票することを妨げない。
3 地区別投票の地区区分は、あらかじめ正会員が登録した会誌などを送付する連絡先によるものとし、選挙人・被選挙人とも当該地区内に連絡先をもつ者に限る。

(投票の地区区分)

第 6 条 地区別投票における地区区分は、次のとおりとし（かっこ内は対象都道府県名）、それぞれの定数は委員会が会員数に比例させてその都度定める。

北海道・東北地区（北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）

関東地区（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川）
中部地区（新潟、富山、石川、福井、長野、山梨、岐阜、静岡、愛知）
近畿地区（三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）
中国・四国地区（鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）
九州地区（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

2 連絡先を海外とする正会員の投票は、当分の間、一般投票のみとする。

(無効投票)

第7条 無効となる投票は、以下のとおりとし、それ以外の判断は委員会が行う。

- (1) 投票用紙に捺印されているもの
- (2) 定数以上の氏名が書かれたもの
- (3) 投票用紙の到着が締切日を過ぎたもの

(開票)

第8条 地区別投票、一般投票の順に開票し、得票数の多い順に定数分の当選者を決定する。

2 定数内の最下位の得票者の得票数が同数であるときは、年長の者を当選者とする。

(辞退と補充)

第9条 代議員に当選した者が就任を辞退したときは、投票区分ごとに次点者を繰り上げる。

- 2 代議員が任期途中で辞任したときは、次点者を繰り上げることができる。
- 3 補充された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 任期途中に辞任した代議員及び前項により補充された代議員の在任期間が 1 年以上となる場合、定款第 32 条第 4 項の適用にあたって、1 期を務めたものみなす。
- 5 第 2 項によって補充された代議員については、社員総会において報告を行うものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は理事会が行う。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人文地理学会設立登記の日から施行する。
- 2 附則 1 にかかわらず、この定款の施行後最初の代議員は、この規程に定められたものと同等の方法で予め行われる選挙において最初の代議員予定者として選出された者とする。
- 3 第 4 条第 2 項における代議員の在任期間には、本法人設立以前の任意団体人文地理学会における協議員在任期間を含めるものとする。

[別紙 4]

一般社団法人文地理学会会費規程（案）

第1条 この規程は、一般社団法人文地理学会定款（以下「定款」という）第8条にいう会費の細目について定めることを目的とする。

第2条 この法人の会員は、毎年、次に定める額の会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 9,500 円
- (2) 団体会員 9,500 円

2 正会員のうち、当該年の4月1日現在で学生等である者（定職を有する者、日本学術振興会特別研究員である者を除く）については、年額6,000円とする。

3 連絡先を海外とする会員の会費は、年額100米ドルとする。

第3条 会費納入に当たって基準となる年度は、定款第5条の規定にかかわらず暦年とし、毎年4月30日までに納入するものとする。ただし団体会員については、これとは異なる扱いとすることができる。

第4条 本規程の改正は、社員総会の議を経なければならない。

附則1 第2条第2項にいう学生等には、博士・修士・学士・准学士の課程に正規生として在籍する者（休学中の者を含む）の他、研究生・科目等履修生・聴講生を含むものとする。

附則2 この法人の成立以前に、任意団体としての人文地理学会の2014年度会費（『人文地理』第66巻分に対応する会費）を前納していた者は、この法人の成立年度の会費を納入したものとみなす。未納の者で、この法人の会員となることを希望する者は、この法人の設立以前の未納額を含めて納入しなければならない。

[別紙 5]

人文地理学会会則改正案

A案（法人化を正面切って謳う案）

「第7章 法人移行・解散」を付け加える。その内容は次のとおりとする。

第22条 一般社団法人文地理学会が設立される際には、本会の活動、資産、権利・義務はすべて同法人に継承されるものとし、本会は、その移行完了が総会において確認されたときに解散する。

B案（解散手続きと資産の譲渡先を会則に盛り込む案）

「第7章 解散」を付け加える。その内容は次のとおりとする。

第22条 本会は、総会において出席会員の3分の2以上の議決により解散することができる。

2 解散時に本会が有する資産は、本会と類似の目的を有する団体に贈与するものとする。

IGU 京都国際地理学会議関連の活動報告（人文地理学会）

1. 2013年京都国際地理学会議組織委員会からの資金協力要請への対応

2011年度第1回評議員会（2011年12月）より審議・検討を重ね、2011年度第3回評議員会（2012年7月）において、下記の対応を承認し、実施した。

1 人文地理学会は2012年度予算から400万円を、IGU 京都国際地理学会議組織委員会に拠出する。

2 組織委員会は京都国際地理学会議終了後に、学会に対し、学会拠出金の用途に関する会計報告ならびに残余金が生じた場合の学会への返還を約束する。

3 2012年度予算案(一般会計)において、京都国際地理学会議における人文地理学会の組織するジョイント・セッション(特別セッション)開催とその関連費用(発表者の必要経費を含む)のために、100万円を上限として支出する。

※この決定を受けて、2012年12月21日に、400万円を振り込み。

(※※ 2009年～2011毎年度に、25万円の補助金を提供。)

2. 人文地理学会のジョイントセッション

(1) 以下の3件のジョイント・セッションの開催を組織委員会に申請。2012年9月20付で3件とも採択された。

①大山修一（京都大学）：「アフリカの潜在力—アフリカの紛争と在来智」

②小林茂（大阪大学）：「東アジア諸国の近代地図作製プロセス—「帝国」による地図作製からGISによる統合に向けて—」

③中島弘二（金沢大学）・石山徳子（明治大学）・橘セツ（神戸山手大学）：「自然の地理学再考」

(2) 補助金額の決定（2013年4月）

①大山セッション：350千円+事務経費7,142円（委任経理のため）

②小林セッション：100千円

③中島セッション：375千円

合計：825千円+事務経費7,142円

※3件とも申請額通り、支給を決定・承認（2013年4月6日：理事会、13日：評議員会）

※※ ①大山セッションには、2013年4月10日に振り込み。

②小林セッション及び③中島セッションは、7月に振り込み。

(3) 3つのジョイントセッションの報告を『人文地理』に掲載予定

セッション代表者宛に原稿依頼中。『人文地理』66巻英文特集号（6号）～

3. 『人文地理』64巻6号の英文特集と日本地理学会との「共同企画」

方向性：前回の東京大会（1980年）で刊行された“Geography of Japan”以降の日本の地理学研究の動向を展望。

構成等：日本地理学会と人文地理学会で主要な地理学の分野を分担しカバーする。人文地理学会側は、会長の前書きと、研究部会がある、歴史地理・地理思想・都市圏（分野としては都市地理学全般）・政治地理・地理教育の分野および（アジア地域研究）についての展望を掲載。具体的な内容は下記のとおり。

『人文地理』第64巻6号(2012)

Special Issue : Progress of Human Geography in Japan since 1980 Part I

Preface : Progress of Human Geography in Japan since 1980 ······ YAMANO Masahiko (1)

Imported Scholarship or Indigenous Development? : Japanese Contributions to the History of Geographical Thought and Social and Cultural Geography since the Late 1970s ······ SHIMAZU Toshiyuki, FUKUDA Tamami and OSHIRO Naoki (2)

Research Trends in Japanese Urban Geography since 1980 ······ KAGAWA Takashi, KOGA Shinji and NEDA Katsuhiko (25)

Trends in Japan's Geography Education : Focusing on the 1980s to the Present ······ TOIDA Katsuki, YOSHIMIZU Hiroya and IWAMOTO Hiromi (49)

Reemerging Political Geography in Japan ······ YAMAZAKI Takashi, TAKAGI Akihiko, KITAGAWA Shinya and KAGAWA Yuichi (72)

『人文地理』第65巻1号(2013)

Special Issue: Progress of Human Geography in Japan since 1980 Part II

Historical Geography in Japan since 1980 ······ ONODA Kazuyuki, MIYAMOTO Shinji,

FUJITA Hirotugu, KOMEIE Taisaku,

KAWAHARA Norifumi and KAWAGUCHI Hiroshi (1)

『人文地理』第65巻3号(2013)

Special Issue : Progress of Human Geography in Japan since 1980 Part III

Japanese Geographers' Contribution to East and Southeast Asian Studies since the 1980s ······

NOMA Haruo (1)

4. IGU 京都国際地理学会議前の地理学連携機構主催の晩餐会(8月4日)への参加

山野正彦会長、南出眞助理事、野間晴雄協議員ほかが参加。

5. IGU 京都国際地理学会議前の展示ブースへの出展

会期中、日本地理学会展示ブースの一角に、人文地理学会のリーフレットや『人文地理』(英文特集)、『人文地理学事典』の案内パンフレット等を展示。

6. IGU 京都会議(Wiley社のラウンドテーブル)への参与依頼(2013年3月13日付け)と参加

2012年度第2回評議員会で承認(2013年4月13日)。

8月6日、ラウンドテーブルに、山野正彦会長、野間晴雄協議員(人文地理学会編『人文地理学事典』編集委員会委員長)が出席。

7. IGU 京都会議の報告の『人文地理』(彙報)への掲載依頼(2013年4月3日付け)

刷り上がりで10頁前後の「報告」。

2012年度第2回評議員会で承認(2013年4月13日)。

8. IGU 京都国際地理学会議の開会式での「お言葉」の『人文地理』への掲載依頼(2013年8月)

組織委員会からの要請を受け、臨時理事会(9月7日)および理事会(10月5日)、評議員会(10月12日)で検討の上、『人文地理』65巻6号(予定)への掲載を決定。

2013.10.12

2013.11.9

評議員会資料

協議員会資料

2012年度 会務報告(編集委員会)

人文地理 雑誌編集状況

	11月24日	1月12日	3月9日	5月11日	7月13日	9月14日	合計	総計	2011年度	2010年度	2009年度
論説 新規	2	0	2	2	3	2	11	20	26	26	37
論説 再投稿	1	1	1	1	2	3	9				
展望 新規	0	0	0	0	0	0	0	4	6	1	4
展望 再投稿	1	2	0	0	0	1	4				
研究ノート新規	1	2	3	1	1	0	8	19	26	21	24
研究ノート再投稿	2	1	2	2	3	1	11				
合計	7	6	8	6	9	7	43	43	58	48	65
論説 採択	0	1	0	1	1	1	4	4	7	7	9
論説再投稿要請	3	0	3	1	2	3	12	12	6	11	20
論説 返却	0	0	0	1	2	1	4	4	13	8	8
展望 採択	0	1	0	0	0	1	2	2	2	0	2
展望 再投稿要請	1	0	0	0	0	0	1	1	3	1	2
展望 返却	0	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0
研究ノート採択	2	1	1	2	1	1	8	8	8	7	6
研究ノート再投稿要請	1	2	3	0	2	0	8	8	11	8	15
研究ノート返却	0	0	1	1	1	0	3	3	7	6	3
合計	7	6	8	6	9	7	43	43	58	48	65

*英文特集とフォーカスはカウントせず。

*外部レフリー率:30%(昨年度7%、一昨年度8%)

*「論説」として投稿され「展望」「研究ノート」に種別変更を求めた論文(2本:昨年度8本、一昨年度2本)は、論説返却としてカウントした。

若干のコメント

	2012年度	2011年度	2010年度	2009年度		2012年度	2011年度	2010年度	2009年度
論説採択率	20%	26%	26%	24%	論説返却率	20%	50%	31%	22%
研究ノート採択率	42%	31%	33%	25%	研究ノート返却率	16%	27%	29%	13%
全体採択率	33%	26%	29%	25%	全体返却率	19%	36%	29%	18%

*投稿者数を母数にするとそれぞれの率は上がる

- (1)隔年現象なのか、論文投稿数は昨年度の2割増加に対して、2割5分の減少。
- (2)論説について、投稿数の減少と採択率の低下により掲載数が大幅減。
- (3)昨年度の論説返却率の高さは「種別変更」要請が多かつたためであり、今年度は低下。
- (4)外部レフリー(評議員・協議員)への依頼数は大幅に増加。

人文地理各巻 発行状況

	総頁数	論説	展望	研究ノート	フォーカス	フォーラム	英文
64巻5号	92	1	0	3	1	0	22
64巻6号	118	0	4	0	0	0	94
65巻1号	106	0	1	2	0	0	34
65巻2号	92	1	1	1	1	0	5
65巻3号	104	0	1	1	0	0	17
65巻4号	94	1	0	3	0	0	6
合計	606	3	7	10	2	0	178
昨年度合計	570	12	2	8	1	0	124
一昨年度合計	591	16	1	8	1	0	120

*65巻3号の「展望」は「学界展望」を除く。

*64巻6号、65巻1号、65巻3号の「展望」は英文特集論文6本。

*英文占有率 = 29% (昨年度22%、一昨年度20%)

人文地理学会学会賞候補者選考委員会からの答申（案）

学術図書部門（選考委員：小口千明＊、加賀美雅弘、川口太郎、野間晴雄）

本委員会は、第13回人文地理学会学会賞（学術図書部門）受賞候補者として下記の会員に決定したので、選考理由を付して以下の通り答申する。

記

受賞候補者：平岡昭利

受賞候補図書：『アホウドリと「帝国」日本の拡大—南洋の島々への進出から侵略へ—』、
明石書店、2012年、279頁

選考理由：

本書は、日本人による無人島進出という先行研究のきわめて乏しいテーマに取り組み、その進出理由をアホウドリの捕獲に求め、関係資料を多くの機関で収集するとともに、捕獲に関わった人物への聞き取りをはじめとする現地調査を丹念に行なったうえで、近代社会における日本人による太平洋島嶼部への進出プロセスを解明した点で高く評価される。著者は、小笠原諸島、大東島、尖閣諸島や太平洋島嶼部への日本人の進出を、アメリカ合衆国における太平洋進出の理由である「グアノ（鳥糞）・ラッシュ」と対比して「バード・ラッシュ」と名づけ、著者が長年にわたって継続してきた各地の離島研究を、単に事例集とするのではなく、南洋の諸島に関するスケールの大きい地域研究として集大成された。この点が、本書が地理学の研究成果として高く評価される所以である。

本書は「はじめに」と「おわりに」に加え、第I部「アホウドリと日本人の無人島進出」、第II部「バード・ラッシュと日本人の太平洋進出」、第III部「バード・ラッシュから無人島開拓へ」、第IV部「南洋の島々への進出から侵略へ」の4部からなり、各部はそれぞれ数章から構成される。第I部では、日本人が羽毛確保のため、アホウドリを求めて鳥島をはじめとする南方の無人島へ進出していった経緯や活動の実態が詳細に示される。そこでは、存否が未確定であった疑存島を含め、日本人の眼がアホウドリ捕獲のために南方に向かう様と各島々で展開するアホウドリ捕獲の情景が克明に描かれる。

第II部では、グアノを求めて太平洋に進出したアメリカ人の行動を「グアノ・ラッシュ」と表現することになぞらえて日本人の行動を「バード・ラッシュ」と命名し、アホウドリ捕獲を目的として、日本人がミッドウェー諸島をはじめとする太平洋へと進出する様相を示す。ここでは、アメリカ合衆国政府による諸対応の中で、アホウドリを求める日本人の執念ともいえる進出意欲が浮き彫りにされる。

第III部では、南北大東諸島を例に、アホウドリが少ない島嶼地域におけるサトウキビ栽培による開拓の経緯や経営の実態が詳述される。ここでは、南北大東島が独占資本によるプランテーション経営の企業島となる過程およびその後の経営の中で、グアノ・リン鉱石や南沙諸島に及ぶ無人島進出が念頭にあったことが示される。

第IV部では、乱獲によるアホウドリの減少に伴い、南洋の無人島に対する日本人の眼がグアノ・リン鉱石へと変化し、無人島経営が独占資本から国家へと移行する様相が示される。具体的には、澎湖列島、東沙諸島、アンガウル島への進出や進出計画を例に、グアノ・リン鉱石採取を目的とした企業島が形成され、さらには各島の経営が海軍へと移行された経緯が詳述される。

以上を通じて、日本人が小笠原諸島や鳥島など南方の島々に進出し、その後さらに尖閣諸島や太平洋の島々など、より遠方まで進出して活動領域を広げていく過程が、アホウドリの捕獲とその資源枯渇を軸に描かれている。本書は、アホウドリ捕獲という、これまでの地理学ではそれほど注目が多いとは言えない事象を基軸に据えて「帝国」日本の空間的拡大をみごとに描いた作品であり、しかも、資料に残りにくいこの事實を、著者は、古文書、公文書、事業報告書、地図、統計、新聞、雑誌、日記等のさまざまな史資料を用いて実証的に示した点が高く評価される。

本書が研究対象とする南洋の島々は、近年、領土問題で話題が沸騰し、にわかに注目が集まる地域となった。そのようななか、著者はマスコミ等が時流に乗って騒ぎたてる遙か以前から、地道な日本の近代史料をもとに研究を進めてきた。著者によるこの先見性はまことに貴重かつ鋭いものである。それと同時に、本書がもつ学術的「発信力」は単に地理学界にとどまるものではなく、広く社会に向かっていると言えよう。全国紙の書評等で本書の紹介が相次いで掲載されていることは、本書に対する多方面からの反響の一端を示すものである。

なお、著者は、日本の地理学界で離島研究を牽引し、かつ、『地図で読む百年』シリーズや『地図で読み解く日本の地域変貌』など、図書館での基本図書というべき書籍を数多く編纂しており、人文地理学会をはじめ、日本の地理学界全体への貢献が大きいこともこの賞を授賞するのにふさわしいことを付言しておきたい。

よって、本書を人文地理学会学会賞（学術図書部門）の授与にふさわしい著作として推薦する。

人文地理学会賞 一般書部門 受賞作

村田陽平『受動喫煙の環境学——健康とタバコ社会のゆくえ』世界思想社, 2012年.

推薦理由

喫煙による排煙が身体的に悪影響を与えることが指摘されて久しい。喫煙が文化だとする見方もあるが、それは不快もしくは健康リスクに優先するものではない。近年では喫煙のリスクの指摘とともに禁煙場所も増加しているが、歩きながらの喫煙や完全分煙になつていらない空間での排煙に悩まされることはいまだ多く、受動喫煙＝排煙を受けざるを得ない立場にある人々は、いわば相対的な弱者の立場におかれている。これは社会空間における不平等、差別を示す現象としてとらえられる。本書は、このような明確な問題意識と価値観の上に著されている。

『受動喫煙の環境学』と題された本書は、受動喫煙という現象を社会空間、人間-環境関係の問題としてとらえ、さまざまなデータに基づきながら、見事にわかりやすく問題提起しており、受動喫煙がミクロな環境問題であることを明快に論証している。コンパクトにまとめられているが、内外の文献を多数涉猟し、国際比較を含む具体的な事実と、ジェンダー論を軸とした表象の両面から、テーマに迫る視野の広さも高く評価できる。JTと政府が結びついた喫煙者保護の体制の指摘は、著者の言うように、原発問題との類似を感じさせ、日本社会の構造にも迫る内容となっており、この問題への関心が弱い日本社会への警鐘として、強いインパクトを持つ。地図こそ登場しないが、空間を共有することによって被る社会問題を明快に分析し、受動喫煙という問題の根深さと幅広さを説得力をもって、地理社会空間の問題として実証したその成果は、地理学が社会においてきわめて有用であることを示している。

多くの人々に読まれるべき書であり、人文地理学会賞一般書部門に相応しい力作として推薦したい。

2013年9月27日

人文地理学会会長 山野正彦様

第13回人文地理学会学会賞（論文部門）選考委員会

委員長 箸本健二

委 員 濱田琢司

福田珠己

山下博樹

本委員会は、第13回人文地理学会学会賞（論文部門）受賞候補者を下記の会員に決定したので、選考理由を付して以下の通り答申する。

記

受賞候補者：網島 聖

受賞候補論文：「近代における同業者町の存続とその意義—明治・大正期の大坂道修町と医薬品産業を事例として—」『人文地理』第64巻第2号、123～141頁

選考理由：

本論文は、医薬品産業の集積である大阪・道修町を例として、近代化をとげて存続した同業者町に着目し、同業者が形成する集積のあり方を同業者相互の諸関係や業態の拡張、ならびにその「調整」機能に留意して検討したものである。著者は、近世から近代に至る膨大な文書資料の検討をふまえて、近代化を遂げた道修町が、構成員や組織の面で活発な新陳代謝を実現してきた点を丁寧に説明した。その上で、単純な同質性ゆえに同業者町が維持されてきたのではなく、集積を形成する多様な業者・構成員の利害対立を「調整」してきたことが、業態の拡張を含めた市場環境の変化へ対応能力を高め、道修町を中心とする全国的な医薬品の流通網を維持するとともに、同業者町としての存続に大きな役割を果たしたことを指摘した。

本論文は、同業者町の存立と維持を、構成員相互の「調整」機能に注目して、理論的な分析を組み立てた点に高いオリジナリティが認められる。とりわけ、同業者町に関する歴史地理学的な分析枠組みと、経済地理学を基盤とする新しい産業集積論とを接合し、社会的相互作用や相互依存の概念を援用してその存立基盤の有り様を明らかにした本論文は、既存の研究枠組みを超えた理論構築を目指した点が意欲的であるとともに、今後の歴史地理学研究に新しい研究視点をもたらした点も高く評価できる。

よって、本論文を人文地理学会学会賞（論文部門）の授与にふさわしい論文として推薦する。

受賞候補者：梶田 真

受賞候補論文：「1980年代以降のイギリス医学・健康地理学における政策志向的研究の展開」『人文地理』第64巻第2号、142～164頁

選考理由：

本論文は、1980年代以降のイギリス地理学における医学・健康地理学の展開を、文化論的転

回以降活発化した政策試行的研究の潮流と関連づけて検討した労作である。本論では、1980年代以降の医学・健康地理学の展開を、1990年代中期までの時期と1990年代末期以降の時期に分けて整理するとともに、その政策志向的な研究動向を検討している。その上で、医学・健康地理学の研究に欠落している政策評価および政策・制度デザインに関するいくつかのアプローチに言及し、既存の医学・健康地理学における補完的・統合的な利用の必要性を指摘している。

日本の地理学において、いわゆる「文化論的展開」あるいは「空間論的展開」後の地理学の動向を紹介した論文は過去にも存在する。しかし、本論文が対象とする医学・健康地理学は、著者も指摘しているように、1980年代以降、英語圏において一定の研究蓄積があるにもかかわらず、日本においては限られた論考が散見される程度であった。それゆえ、人文地理学の公共政策への貢献という観点に基づいてその研究成果を丁寧に整理し、研究の潮流を提示するとともに、医学・健康地理学が現実の政策形成に貢献するための可能性と課題について言及した本論の意義は大きい。加えて本論文は、イギリスの医学・健康地理学における政策志向への変化、現実の医療・健康政策への具体的評価、制度デザインとの関係性なども検討の俎上に上げており、医学・健康地理学の枠組みを通して政策志向的研究のあり方や理念を明瞭に把握し得る点も高く評価できる。

よって、本論文を人文地理学会学会賞（論文部門）の授与にふさわしい論文として推薦する。

以上

2013年9月27日

人文地理学会企画広報委員会御中

第13回人文地理学会学会賞（論文部門）選考委員会

委員長 箸本健二

委 員 濱田琢司

福田珠己

山下博樹

選考経過報告書

本委員会は、第13回人文地理学会学会賞（論文部門）受賞候補者について、以下の選考経過を経て決定した。

1. 選考委員会の開催

第1回選考委員会 2013年3月29日（於・立正大学）

審査対象論文、選考スケジュール、評価方法の確認

第2回選考委員会 2013年8月12日～23日（電子メールによる会議）

選考委員による評価の集約と受賞候補者の決定

第3回選考委員会 2013年9月23日～25日（電子メールによる会議）

答申書の起案と承認

2. 選考委員会から企画委員会への依頼

今回の選考の過程において、選考委員会内で対象論文数（母集団）に関する懸念が示された。今回（第13回）の選考対象論文数は9本であり、結果的には質の高い2本の論文を受賞候補者として答申し得たが、学会賞の創設当初に比して母集団は縮小傾向にある。2013年度の既刊（1～3号）を見ると、京都国際地理学会議2013に関連した英文特集号論文が1、3号に掲載されたという特殊事情を踏まえても対象論文は2本に過ぎない。対象論文の減少は学会賞の質の問題と直結するため、対象論文数の推移次第では「隔年受賞」への移行も検討すべきではないかとの意見が選考委員会で提起された。これに対して、学会賞が若手研究者の就業機会を拓くこと、『人文地理』への投稿意欲を高めること、選考委員会は「該当なし」の選択も可能であること等をもって、現在の方針を維持すべきとの意見も出された。

選考委員会としては、以上の経過を企画広報委員会に報告するとともに、論文賞の選考基準に関する検討を企画広報委員会にも依頼したい。

以上

人文地理学会 2012年度 決算(案)

2013年度予算(案)

【運営費会計】

<収入の部>

科目	12年度予算	12年度決算	充足率	差額
1 会費	¥13,450,000	¥12,925,800	96.1%	¥-524,200
2 出版物売上	¥1,000,000	¥968,900	96.9%	¥-31,100
3 雑収入	¥80,000	¥168,538	210.7%	¥88,538
4 受取利息	¥10,000	¥2,776	27.8%	¥-7,224
5 未払い費用(選名・備品)	¥0	¥0	-	¥0
6 研究費会計促進費	¥1,500,000	¥1,500,083	100.0%	¥83
7 資金会計より(事典・GU)	¥1,200,000	¥5,200,000	433.3%	¥4,000,000
計	¥17,240,000	¥20,766,987	¥3,526,097	

【運営費会計】

<収入の部>

科目	12年度予算	12年度期末	13年度期首	13年度予算
1 運営資金 ¹⁾				
2 振替貯金(ゆうぢきよん)		¥3,547,188	¥850,076	¥850,076
3 普通預金1(みすば)		¥4,607,895	¥7,325,72	¥7,325,72
4 普通預金2(新生)		¥7,895,985	¥6,451,686	¥6,451,686
5 通常貯金(ゆうぢきよん)		¥1,129,345	¥1,126,258	¥1,126,258
6 現金		¥10,443	¥24,160	¥24,160
7 定期預金1(東京三菱UFJ)	¥2,295,406	¥0	¥0	¥0
8 定期預金2(みすば)	¥2,335,653	¥2,335,886	¥2,335,886	¥0
		¥2,335,886		

<支出の部>

科目	12年度予算	12年度期末	13年度予算
1 雑耗生産費	¥6,000,000	¥5,712,502	95.2%
2 (超過貢課金)	¥65,000	¥-65,000	¥-65,000
3 編集費	¥800,000	¥732,743	91.6%
4 雑誌発送費	¥800,000	¥721,959	90.2%
5 葉会費	¥300,000	¥300,000	100.0%
6 大会開催費	¥800,000	¥259,214	32.4%
7 研究部会運営費	¥400,000	¥400,000	100.0%
8 給料手当	¥3,762,518	¥3,748,92	99.0%
9 旅費	¥30,000	¥41,556	138.5%
10 会議費	¥80,000	¥38,000	47.5%
11 旅費・交通費	¥350,000	¥386,023	110.3%
12 通信費	¥200,000	¥194,270	97.1%
13 顕彰事業費	¥70,000	¥57,376	82.0%
14 全画・広報事業費(啓発)	¥250,000	¥46,351	-18.5%
15 会合費	¥100,000	¥133,035	133.0%
16 選挙費	¥0	¥2,880	-
17 選挙費積立金	¥150,000	¥150,000	-
18 諸印刷費	¥50,000	¥50,400	100.8%
19 名簿作成発送費	¥0	¥0	-
20 名簿作成発送費積立金	¥150,000	¥150,000	-
21 携品費	¥100,000	¥0	0.0%
22 優品費積立金	¥0	¥0	-
23 消耗品費	¥0	¥53,503	53.5%
24 機械借上費	¥100,000	¥117,529	117.5%
25 器具(家賃)	¥200,000	¥1,180,484	98.4%
26 雑費	¥10,000	¥0	0.0%
27 予備費	¥200,000	¥2,500	1.3%
28 *新規事業(地理学雑誌)	¥200,000	¥142,161	71.1%
29 *IGJ補助金	¥1,000,000	¥4,832,142	483.2%
計	¥17,240,000	¥19,574,444	113.5%
		¥2,269,444	
		¥0	¥7,191,653
		¥0	¥0
			¥0

収支差額

¥0

*は資金会計からの繰り入れ分を使用

2013年度人文地理学会役員（案）
 (任期：2013年11月～2014年10月)

(1) 会長 山野正彦

(2) 理事 生田真人 出田和久 田中和子 南出眞助 八木康幸

(3) 評議員

秋山元秀 生田真人 池谷和信 出田和久 碓井照子 小方 登 加藤政洋
 河原典史 古賀慎二 佐野静代 高橋春成 田中和子 堤 研二 根田克彦
 藤田裕嗣 松田隆典 南出眞助 八木康幸 山崎孝史 吉越昭久

(4) 協議員

北海道・東北： 岩鼻通明 氷見山幸夫 柳井雅也

関東： 青山宏夫 池口明子 小野寺淳(茨城大) 加賀美雅弘 梶田 真
 川口太郎 熊谷圭知 杉浦芳夫 谷 謙二 田林 明 戸所 隆
 野中健一 林 和生 松井圭介 松原 宏 矢ヶ崎典隆 若林芳樹

中部： 岡本耕平 中島弘二 西原 純 林 上 横山 智

近畿： 石川義孝 伊東 理 今里悟之 上杉和央 大城直樹 香川貴志
 片平博文 米家泰作 島津俊之 長尾謙吉 中谷友樹 野間晴雄
 福田珠己 水内俊雄 森 正人 矢野桂司 吉田容子

中国・四国： 岡橋秀典 作野広和 友澤和夫 豊田哲也 由井義通

九州： 遠城明雄 佐藤廉也 平岡昭利

(5) 監査 岡橋秀典 平岡昭利

(6) 委員会理事・委員 (____は新委員)

庶務委員会： 理事： 田中和子

委員： コルナトウスキ・ヒエラルド 松井幸一

会計委員会： 理事： 出田和久

委員： 安藤哲郎 稲田七海

編集委員会： 理事： 生田真人

委員： 井上 学 香川雄一 川口 洋 河島一仁 小松原尚 柴田陽一
 月原敏博 土平 博 長尾謙吉 野尻 亘 藤田和史 松村嘉久
本岡拓哉 山神達也 山口 覚 吉田道代

集会委員会： 理事： 八木康幸

委員： 上杉和央 片岡博美 塚本礼二 西村雄一郎

企画委員会： 理事： 南出眞助

委員： 木村義成 米家泰作 秦 洋二

広報委員会： 理事： 南出眞助

委員： 塚本章宏 吉田国光